

事務事業評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部	高齢福祉課	作成日	平成29年10月13日	No.	13
作成責任者(課長)氏名	安斎 高	作成者氏名	宮川 敦	電話	632	
事務事業名	高齢者生きがい活動支援通所事業					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	12年10月	<input type="checkbox"/> 不詳	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他	
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ()
	1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定					
事務事業の種別	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独)					
補助の内容(補助率等)						
事務事業の概要	対象: 何/誰に対して	家に閉じこもりがちな高齢者(介護保険制度非該当者)				
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア	<input type="checkbox"/> 補助・助成等
	意図: どのような状態にすることを 目指すのか	毎週月、水、金曜日の3日間、シルバー人材センターワークプラザにおいて生活指導や相談、趣味活動、健康チェックなどを行う。				
	実施結果: どうなったのか (28年度実績)	年間開催日数:延べ145日 年間利用人数:延べ351人				
類似事業の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名	高齢福祉課			
	<input type="checkbox"/> なし	類似事業名	高齢者サロンの設置事業			
事業環境の変化	近年は利用者が定員(1日8人)に満たない状況が続いている。					
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	近隣市町においては、東大和市及び瑞穂町が同様の事業を実施している。				
	東大和市	生きがいデイサービス事業として、高齢者が施設の送迎車を利用してサービスセンターへ通所し、趣味活動や日常動作訓練等を行っているが、今後廃止することを予定している。				
	瑞穂町	生きがい活動支援通所事業として、高齢者等が通所で生きがい・趣味活動、日常動作訓練等を行っている。				
	立川市	実施していない。				
市民・議会等からの意見	議会から「費用対効果等の面で疑問が残るため、介護予防・日常生活支援総合事業による住民主体の活動に移行していくことを検討していただきたい」との意見があった。					
【評価指標】	指標名		単位	説明・計算式		
活動指標	①	開催日数	日	生きがい活動支援通所事業を開催した日(延日数)		
	②					
成果指標	①	利用者数	人	生きがい活動支援通所事業を利用した者(延人数)		
	②					
費用・成果の推移	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考		
事業費(千円)	7,817	7,769	7,617			
うち一般財源	7,764	7,722	7,529			
所要人員(人)	0.04	0.04	0.04			
総コスト(千円)	8,155	8,108	7,954			
活動指標	①	145日	145日	-日		
	②					
成果指標	①	349人	351人	-人		
	②					

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	介護保険非該当者の心身の健康維持を図るという目的としては、市が関与する必然性は一定程度あると考える。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある	介護保険非該当者のニーズを補完する事業として開始されたものの、昨年度の延べ利用人員は351人にまで落ち込み、定員（1日8人）に満たない状況が続いていることから、事業の有効性は減少している。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地がある	平成29年度に開始した介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、全市的に高齢者の居場所となる住民主体のサロンづくりを推進しており、将来的には本事業に代わるものとして機能することを期待している。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input type="checkbox"/> 効率的である <input checked="" type="checkbox"/> 非効率な点がある	平成24年度は延べ利用人員は636人、決算額7,550,132円と1人当たりの費用は11,871円であったが、昨年度は延べ利用人員351人、決算額7,768,200円と1人当たりの費用は22,132円となり、利用者の減少により費用対効果は減少している。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input checked="" type="checkbox"/> 目標以下	利用者の減少が続いており、定員（1日8人）に満たない状況が続いている。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある	介護保険非該当者を対象としているため、公平性は保たれている。
	〇廃止・休止した場合の影響 <input type="checkbox"/> 影響は大きい <input checked="" type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、介護保険非該当者の心身の健康維持を図ることを目的に開始したものであるが、近年は利用者数が減少しており、定員に満たない状況が続いている。 また、本事業と同様の効果が見込まれる高齢者サロンが市内10か所に開設されていること等を考慮し、廃止すべきと考える。
(説明) ※その影響等を具体的に記入 現在、本事業を代替する通いの場としての高齢者サロンが市内10か所に開設されており、今後も充実を目指しているため、廃止・休止した場合の影響は少ないと考えられる。			
二 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止	【総合的意見】 本事業は、家に閉じこもりがちな高齢者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図る上で一定の意義が認められる。 しかし、利用者数の減少に伴い、利用者1人当たりの費用は平成24年度と平成28年度を比較すると約2倍に増加しており、費用対効果は低下している。 さらに、市が市内全域への設置を促進している高齢者サロンは、本事業と同様の効果が見込まれるとともに、本事業を代替することが可能であると考えられるため、今後、廃止していくことが適当である。	
行政評価委員会意見	本事業は、介護保険制度の開始時に同制度の非該当者となる高齢者で、家に閉じこもりがちな方を対象に開始したものであるが、近年は、利用者数の減少等に伴い、費用対効果は低下している。 また、介護保険法の改正により、地域住民に対する介護等のサービスを地域の関係者と協力して行う地域包括ケアシステムを構築していく必要があることから、本委員会としても本事業を廃止し、団体が主体となる高齢者サロンの設置を促進していく方向性に異論はない。 他方、現時点では高齢者サロンの設置数が不十分であり、本事業を廃止することにより、利用者に対するサービスを低下させるおそれがある。 よって、利用者のニーズを把握するとともに、高齢者サロンにおいて代替できるサービスの範囲を検証した上で、将来的に本事業を廃止していくことを求めたい。		